

## 〈報道発表資料〉

八潮市新型コロナウイルス対策本部長



### まん延防止等重点措置に伴う 市主催イベント・施設利用等の基本方針を決定

令和4年1月19日に埼玉県におけるまん延防止等重点措置を講じるべき区域に本市が指定され、令和4年1月21日から2月13日まで協力要請があったため、この間の市が主催するイベント、市の公共施設の利用等については、次のとおり対応します。

#### 1 市主催のイベント等について

令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで、市主催のイベント等は、埼玉県による要請等を踏まえるものとし、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催します。

#### 2 市の公共施設の利用について

令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで、屋内施設・屋外施設とも、埼玉県による要請等を踏まえるものとし、徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に利用可能とします。

●屋内施設では、以下の行為を伴う利用は禁止します。

- ・大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
  - ・身体的接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）
  - ・その他、埼玉県が定める措置を逸脱する等の行為
- そのほか、施設ごとの判断で必要な措置を講じます。

#### 3 添付資料

- ・まん延防止等重点措置に伴う市主催イベント・施設利用等の基本方針

※今後の協力要請内容や新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、変更する場合があります。

#### 問合せ先

健康福祉部新型コロナウイルス対策課 課長 遠藤 雅之 内線 246

# まん延防止等重点措置に伴う市主催イベント・施設利用等の基本方針

令和4年1月21日

八潮市新型コロナウイルス対策本部

## 1 市主催のイベント等について

市主催のイベント等は、埼玉県による要請等を踏まえるものとし、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

## 2 市の公共施設の利用について

屋内施設・屋外施設とも、埼玉県による要請等を踏まえるものとし、徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に利用可能とする。

屋内施設では、以下の行為を伴う利用は禁止する。

- ・大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
- ・身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）
- ・その他、埼玉県が定める措置を逸脱する等の行為

そのほか、施設ごとの判断で必要な措置を講じる。

## 参考

### イベントにおける感染防止対策の例

#### 〈会場設営等〉

- ・対人距離の確保（できるだけ1 m ※マスク着用を前提）
- ・入場者の制限や入退場時の誘導
- ・室内のこまめな換気
- ・使用前後の消毒（参加者が触れたものを含む。）
- ・館の入口にアルコール消毒液を設置

#### 〈参加者にご協力をいただきたいこと〉

- ・参加当日の検温、体調確認
- ・換気の悪い場所等での、大声での発声、歌唱や声援等を避ける
- ・参加者名簿（氏名、緊急連絡先等）の提出
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒

### 施設利用における感染防止対策の例

#### 〈管理運営等〉

- ・利用者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・対人距離の確保（できるだけ1 m ※マスク着用を前提）
- ・三密を回避するための入場制限、来場者導線や、社会的距離の確保など
- ・接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入

#### 〈利用者にご協力をいただきたいこと〉

- ・マスクの着用、こまめな手洗い、咳エチケットなどを行うこと
- ・利用時に体温の測定や症状（発熱や倦怠感等）の有無を確認し、体調が優れない人は利用しないこと
- ・近距離・大声での会話や発声を行わないこと
- ・他の利用者等との距離をできるだけ確保するとともに、三つの密を避けること
- ・施設を利用する全ての人の氏名・住所・連絡先等を把握し報告すること
- ・急な施設の利用停止に備え、緊急連絡網等を作成していること
- ・利用終了後2日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ・接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の利用